

由布市庄内公民館建設における  
建設基本構想



平成28年9月  
大分県由布市



## ■はじめに

由布市庄内地域では、庄内町時代に地域づくりを目指す町民の生きがいつくり、人づくりを組織的に推進しようと、昭和 59 年に全国で初めて「生涯教育宣言町」を議決し社会教育に取り組んできました。庄内町生涯教育推進会議をはじめとして、生きがいつくり、文化発展の担い手育成の拠点として、庄内町中央公民館が役割をはたしてきました。また庄内地域のまちづくりを下支えしてきた自治公民館活動でも、自治公民館の中に係や部を置くなど先進的な取り組みを行い、その中でも公民館の支援は欠かせないものとなっています。

現在の庄内公民館は、昭和 49 年に落成。県下で初の生涯教育宣言町の生涯学習拠点施設として、庄内地域の住民に利用されてきました。昭和 62 年には年間の利用件数が 1338 件、のべ利用人数 26,350 人と、盛んな活動が行われていました。しかし、平成になり庁舎が現在の場所に移転したことや、県道 719 号沿いのバス路線の廃止などにより、生活圈から遠のいてしまったのか、地域住民ですら公民館の場所が分からないという時もあり、次第に利用率が低下している現状があります。

また、2 階建てという構造ですが、上階に上がる時には階段しかなく、高齢者の利用には困難が生じています。さらに、会議室の形態－各部屋の収容人数が少なく、現在の状況では市レベルの会議を行うには厳しい状況のうえ、固定席のホールもないためイベントの際には、会場設営に時間と労力がかかります。

そのような状況もあり、合併前には庄内総合運動公園への移転について協議、設計まで至っていたようですが、その計画は立ち消えとなっていました。三町合併後も、

庄内地域審議会から平成 19 年、平成 25 年、平成 26 年と意見書が提出され、その中で文化施設や公民館の整備について意見が述べられており、地域の強い要望が伺えます。

平成 28 年 4 月 16 日に起こった熊本・大分地震では、庄内公民館のある高津透内地区も市内では大きな被害を受けた地域の一つとなり、公民館自体も避難所に指定されいながら被害を受けたため、市民の皆さんを受け入れられる状態ではありませんでした。また、文化芸能祭、公民館まつりなどの庄内地域の大きなイベント会場となるホールについては、地震後、天井の鉄骨をつなぐボルトの破断、床の沈下などが起こっており利用ができない状況です。

そういった事情もあり、地域住民の安心安全、また生活に即した学習の拠点施設として不可欠な公民館を、庄内地域に建設することが急務となっています。

## ■庄内公民館の建築概要

### 1 敷地要件

- (1) 大分県由布市庄内町大龍 1400 番地 由布市庄内総合運動公園隣接地
- (2) 敷地面積約 10000 m<sup>2</sup> (別紙図面①部分)のうちの 1500 m<sup>2</sup>

### 2 庄内公民館施設整備の基本的考え方

第3次社会教育振興計画(平成28年から平成32年の5か年)において、由布市公民館の目指す姿を下記のとおり示しています。

- 「交民」館・・・住民がつどい、つながり、交流をする施設
- 「考民」館・・・住民が自らの生活について考え学習を行う施設
- 「行民」館・・・住民が学習活動やボランティア活動などを実施する場としての施設
- 「康民」館・・・住民が健康で健やかに毎日を送るための学習支援を行う施設
- 「光民」館・・・住民一人ひとり、地域一つひとつが光り輝けるための支援を行う施設
- 「幸民」館・・・住民が住んでいてよかったと感じることのできる地域をつくる拠点施設

以上を達成するため、以下のように公民館建設の基本的な方針を定めます。

#### ① 誰でもいつでも利用しやすい施設

高齢者に優しい施設はもちろんのこと、障がいのある方、乳幼児とともに利用する保護者などが利用しやすいなど、様々な人が使いやすい施設を目指します。

また、建設予定地近くには小学校、並びにスポーツ施設もあることから、青少年の安全な居場所としての役割を担うべく、子どもたちの安全・安心に配慮した施設とします。

#### ② 地域の防災拠点・避難所としての機能

由布市防災計画の中で、公立公民館は指定避難所として位置づけられています。多くの市民が避難してくることも想定し、避難所として不便を感じることなく安心して利用ができるよう、施設内容を考える必要があります。もちろん、避難所として災害に耐えうる構造、さらに将来想定されている大地震に備え耐震性を考慮した施設とします。

#### ③ 地域特性・要望に応じた施設内容

公民館づくり市民塾や地域懇話会などで出された庄内地域のニーズに合った特色ある施設とします。

特に庄内地域では、神楽という伝統芸能が生活の中に根付いています。建設予定地にも屋外ステージ(通称 神楽殿)があり、文化的な情報発信を担う施設とします。

#### ④ 地域コミュニティの拠点としての役割

地域が相互に連携・協力し、ともに学び、ともに支え合う地域づくりを目指し、公民館機能の拡充を図るとともに、地域の子どもから高齢者まで、世代を超えてコミュニティを形成・維持し、絆を深める地域の教育力の向上につなげる施設とします。

また、地域活性の拠点として、人口減少の抑制、定住促進を考えた時には、若い世代に向けては「子育て支援」、そしてシニア世代においては「生きがいづくり支援」も担える機能を持つことも重要です。

さらに、現在策定中の庄内地域再生計画に基づき、建設予定エリアが今後地域活性拠点として開発が行われる予定であるため、近隣地に追加施設が建設される可能性もあることを考慮し建設を行います。

#### ○その他

- ・既存の利用者を大切にし、かつ新規需要を促進する公民館
- ・学習形態に応じたラインアップで幅広く学習を喚起する公民館
- ・社会教育の様々な機能が集中し、情報発信の拠点となりうる公民館

### 3 施設条件

#### (1) 対象施設

設計対象となる施設は、庄内公民館とする。(屋外施設ならびに駐車場を含む)

#### (2) 建築条件

- ① 構造は RC 造(木質含む)
- ② 平屋建てとする。
- ③ 総面積は合計1500㎡程度とする。
- ④ 概算事業費を以下の通りとする。  
【設計委託費】 26,000千円以内(消費税及び地方消費税含む)  
【建設事業費】 400,000千円以内  
(消費税及び地方消費税を含む)  
(建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事等)
- ⑤ 建築の工期 平成30年8月末まで

(3) 庄内公民館に関する要求水準(上掲2「庄内公民館施設整備の基本的考え方」に基づいた下記各室のあり方を明示すること)

① 事務室

- ア 応接・印刷スペースを確保する。
- イ 館内の電気・空調等の集中管理を行う機器を設置する。
- ウ 職員数は最大8名とする。

② ホール (定員 300 人)

- ア ホールの座席については、多目的に使えるよう収納可能な可動席とし、収納時にはダンスや軽スポーツができるようにする。
- イ 災害時の一時避難所として利用できることとする。
- ウ 音響効果に配慮する。
- エ ステージについては神楽が上演できる広さ奥行きを有する構造とする。
- オ ホールを利用しない時には、ステージを小集会・リハーサル・集会などに利用できるような構造とする。
- カ スポットライトや音響設備等は、舞台袖でも操作可能とする。

③ 会議室1

- ア 楽器等の演奏ができるよう、防音機能を整備する。
- イ ダンス、舞踊等に対応するため壁面に鏡と手すりを設置する。
- ウ 会議室としても利用可能とする。

④ 会議室2

- ア 視聴覚機器を使った会議、講座等に対応するため、映写スクリーンを設置する。
- イ 会議室2を中会議室(50名定員)と小会議室(30名定員)に分割して利用できるよう、パーテーションを設置する。

⑤ 団体交流室もしくはスペース

- ア 誰でも利用できるよう会議スペースを設け、簡易炊事場とサークル等団体所有物を管理できるロッカースペースを設ける。
- イ コピー機、印刷機等を配置するスペースを確保する。

⑥ 和室

- ア 和室は部屋を分割して利用可能とする。

- イ 華道、茶道等に対応できることとし、炉、水屋などの配置を考える。
- ウ 災害時には高齢者等の避難所になることを想定し、段差は配慮する。  
(バリアフリー)
- エ 子育て世代の利用(託児場所等)も考えた配慮を行う。

⑦ 調理実習室

- ア 災害時に炊き出し等対応できる設備とする。
- イ 配膳並びに試食ができるスペースを確保する。
- ウ 会議室等としても利用可能とする。

⑧ 図書室(図書館分館)

- ア 展示・掲示スペースとの連携を図る。
- イ 読書スペース並びに自習スペースを確保する。
- ウ 読み聞かせグループが作業等を行い、かつ読み聞かせを行えるようなスペースを確保する。(ロッカーもしくは物置も配置)
- エ 一角に乳幼児が利用できるコーナーを設置する。
- オ インターネット環境を整備する。
- カ 閉架書庫のスペースを確保し、容易に行き来できるようにする。  
蔵書冊数は26,000冊収納可能とする。(閉架書庫5,000冊含む)

⑨ ロビー

- ア ミニコンサート・交流・展示・掲示等ができるスペースを設置する。
- イ 自動販売機を設置し、軽食を取れるスペースを確保する。
- ウ 災害時の救援物資の配布等に対応できる空間とする。
- エ 一角にキッズコーナーを設置する。

□その他施設

① 倉庫

② 給湯室(給湯場)

給湯室は職員と利用者が共同で利用できる給湯室とする。

③ トイレ

- ア ユニバーサルデザインとする。洋式便器を基本とするが、和式便器も1個室設置する。
- イ 男女ともにオムツの取替え設備を設置する。

④ 多目的トイレ

多目的トイレは必ず設置する。

